

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱

制 定 平成元年12月

最近改正 令和3年 月 日

(目的)

第1条 本要綱は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨を踏まえて、事業者の協力を得ながら必要な指導を行うことにより、横浜市内における産業廃棄物の適正かつ安全な処分を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要綱は、市内で埋立処分又は海洋投入処分される産業廃棄物に適用する。

(定義)

第3条 本要綱において、用語の定義は、次の事項のとおりとする。

(1) 政令で定められた施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第3、第4及び第5に定められている施設をいう。

(2) 要綱特定廃棄物

処分に際して公定分析の実施を求めるものとして、次に掲げる産業廃棄物をいう。

ア 汚泥

イ 廃酸

ウ 廃アルカリ

エ 鉱さい

オ 燃え殻

カ ばいじん

キ 廃水銀等

ク アからキ及び廃油（トリクロ、パークル、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチル及びそれらを含むものに限る。）の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分するために処理したもの

ケ その他市長が指示するもの

(3) 一般性状試験

要綱特定廃棄物の一般的な性状を把握するために行う次の分析等をいう。

ア 試料の性状の確認

形状、色及び臭気

イ 分析項目

水分、pH、*n*-ヘキサン抽出物質量（含油量）、固形分、不溶成分、固形分の熱灼減量、固液分離の有無、油膜の有無及び油分

（処分の基準）

第4条 市内で埋立処分又は海洋投入処分する要綱特定廃棄物は、政令で定められた施設の有無にかかわらず、次の基準に適合するものであること。なお、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

（1）市内の管理型最終処分場で埋立処分する場合

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下金属省令）」（昭和48年総理府令第5号）及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」（平成12年厚生省令第1号）並びに本要綱で定める有害物質等の判定基準（表 - 1）。

（2）海洋投入処分する場合

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号イ」、「金属省令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和51年総理府令第5号）により定められた基準（表 - 2）。

（排出事業者及び中間処理業者が実施する事項）

第5条 市内で要綱特定廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分しようとする排出事業者及び中間処理業者は、次の事項を行うこと。

- （1）適切に処分するために有害物質等の分析及び一般性状試験を行い、その廃棄物の性状把握に努めること。
- （2）埋立処分しようとする排出事業者及び中間処理業者は、1年に1回以上の頻度で分析調査を行い、事前に別途定める様式により報告書を作成して本市に承認申請を行うこと。
- （3）海洋投入処分しようとする排出事業者は、6か月に1回以上または頻度の少ない場合は処分するごとに分析調査を行い、事前に別途定める様式により報告書を作成して本市に承認申請を行うこと。
- （4）本市の承認を受けた中間処理業者は、原則として3か月に1回分析調査を行い、本市に中間報告をすること。

（最終処分業者が実施する事項）

第6条 産業廃棄物の最終処分業者は、自らの責任において適正な処分を行うため、次の事項を実施すること。

（1）受託する産業廃棄物の性状把握

産業廃棄物の処分を受託する場合は、あらかじめ当該廃棄物の種類、数量、性状、

その他処分に必要な情報を把握し、適切に処分すること。

(2) 承認手続きの確認

受託する要綱特定廃棄物が本市の承認を得ているか確認し、未承認もしくは承認期限の切れた廃棄物は受託しないこと。また、基準に適合しない廃棄物は、基準に適合するための処理を行わない限り受託しないこと。

(3) 事故時の措置

産業廃棄物の処分に関し、事故等により、当該廃棄物が飛散、流出、若しくは地下に浸透したとき、又はおそれが生じたときは、直ちにその事故及び産業廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく本市に報告すること。

また、原因を究明し必要な対策を講じること。

(その他)

第7条 本要綱に定めのない事項及び本要綱の実施に関し必要な事項は、別途要領により定めるもののほか、資源循環局長が定めることができる。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成2年1月1日から施行する。
2. 「有害物質等を含む産業廃棄物の処分方法に関する指導要綱」は廃止する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

表-1 《埋立処分に係る判定基準》

(横浜市指導基準)

	項 目	基 準 値 (溶出試験、但しダイオキシン類は含有量試験、総水銀は含有量及び溶出試験両方)
有 害 物 質	ア ル キ ル 水 銀	検 出 さ れ な い こ と
	総 水 銀	1,000 mg/kg 未満(含有量)
		0.005 mg/l 以下(溶出)
	カ ド ミ ウ ム	0.09 "
	鉛	0.3 "
	有 機 燐	0.2 "
	六 価 ク ロ ム	0.5 "
	砒 素	0.3 "
	シ ア ン	1 "
	P C B	0.003 "
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 "
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 "
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2 "
	四 塩 化 炭 素	0.02 "
	1, 2 - ジククロロエタン	0.04 "
	1, 1 - ジククロロエチレン	1 "
	シス-1, 2 - ジククロロエチレン	0.4 "
	1, 1, 1 - トリククロロエタン	3 "
	1, 1, 2 - トリククロロエタン	0.06 "
	1, 3 - ジククロロプロペン	0.02 "
	チ ウ ラ ム	0.06 "
	シ マ ジ ン	0.03 "
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2 "
	ベ ン ゼ ン	0.1 "
	セ レ ン	0.3 "
	1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.5 "
	ダ イ オ キ シ ン 類	3 ng-TEQ/g 以下
一般 性状	水 分	※ 85 %以下
	含 油 量	※ 5 "

※ 基準値以下であっても性状により埋立不適とされることもある。

表-2 《海洋投入処分に係る判定基準》

項目		基準値		
		非水溶性無機性汚泥	有機性汚泥	廃酸 廃アルカリ
		溶出試験	含有量試験	含有量試験
有害物質	アルキル水銀	不検出	不検出	不検出
	総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	0.025 mg/kg以下	0.025 mg/ℓ以下
	カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	0.03 mg/kg以下	0.03 mg/ℓ以下
	鉛	0.01 mg/ℓ以下	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	有機燐	不検出	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	0.5 mg/kg以下	0.5 mg/ℓ以下
	砒素	0.01 mg/ℓ以下	0.15 mg/kg以下	0.15 mg/ℓ以下
	シアン	不検出	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	P C B	不検出	0.003 mg/kg以下	0.003 mg/ℓ以下
	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	0.2 mg/kg以下	0.2 mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	0.02 mg/kg以下	0.02 mg/ℓ以下
	1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	0.04 mg/kg以下	0.04 mg/ℓ以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	0.4 mg/kg以下	0.4 mg/ℓ以下
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	3 mg/kg以下	3 mg/ℓ以下
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	0.06 mg/kg以下	0.06 mg/ℓ以下
	1, 3 - ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下	0.02 mg/kg以下	0.02 mg/ℓ以下
	チウラム	0.006 mg/ℓ以下	0.06 mg/kg以下	0.06 mg/ℓ以下
	シマジン	0.003 mg/ℓ以下	0.03 mg/kg以下	0.03 mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	0.2 mg/kg以下	0.2 mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	セレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	1, 4 - ジオキササン	0.05 mg/ℓ以下	0.5 mg/kg以下	0.5 mg/ℓ以下
	海洋投入処分に係る規制物質	銅	0.14 mg/ℓ以下	10 mg/kg以下
亜鉛		0.8 mg/ℓ以下	20 mg/kg以下	20 mg/ℓ以下
弗化物		3 mg/ℓ以下	15 mg/kg以下	15 mg/ℓ以下
ベリリウム		0.25 mg/ℓ以下	2.5 mg/kg以下	2.5 mg/ℓ以下
クロム		0.2 mg/ℓ以下	2 mg/kg以下	2 mg/ℓ以下
ニッケル		0.12 mg/ℓ以下	1.2 mg/kg以下	1.2 mg/ℓ以下
バナジウム		0.15 mg/ℓ以下	1.5 mg/kg以下	1.5 mg/ℓ以下
有機塩素		1 mg/ℓ以下	4 mg/kg以下	4 mg/ℓ以下
フェノール		0.2 mg/ℓ以下	20 mg/kg以下	20 mg/ℓ以下
一般性状	p H	—	—	5.0以上 9.0以下
	油分	15 mg/ℓ 以下		
	油膜	処分により海面に油膜が生じないものであること。		

表－3 《有害物質等の略称及び記号》

	有害物質等の種類	略 称	記 号	有害物質等の種類	略 称	記 号
有害物質	アルキル水銀化合物	アルキル水銀		1, 1-ジクロロエチレン	—	—
	水銀又はその化合物	総水銀	H g	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—
	カドミウム又はその化合物	カドミウム	C d	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—
	鉛又はその化合物	鉛	P b	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—
	有機燐化合物	有機燐	Org-P	1, 3-ジクロロプロパン	—	—
	六価クロム化合物	六価クロム	Cr ⁶⁺	テトラメチルチウラムジスルไฟド [※]	チウラム	—
	砒素又はその化合物	砒素	A s	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン	シマジン	—
	シアン化合物	シアン	C N	S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート	チオベンカルブ [※]	—
	ポリ塩化ビフェニル	P C B	PCB	ベンゼン	—	—
	トリクロロエチレン	トリレン	C ₂ HCl ₃	セレン又はその化合物	セレン	S e
	テトラクロロエチレン	パーレン	C ₂ Cl ₄	1, 4-ジオキサン	—	—
	ジクロロメタン	—	—	ダイオキシン類	—	—
	四塩化炭素	—	—	1, 2-ジクロロエタン	—	—
	海洋投入処分に係る規制物質	銅又はその化合物	銅	—	ニッケル又はその化合物	ニッケル
亜鉛又はその化合物		亜鉛	—	バリウム又はその化合物	バリウム	—
弗化物		—	—	有機塩素化合物	有機塩素	—
バリウム 又はその化合物		バリウム	—	フェノール類	フェノール	—
クロム又はその化合物		クロム	—			

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要領

制 定 令和3年 月 日

(目的)

第1条 この要領は「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)第7条の規定により、指導要綱の実施において必要な事項を定めるものとする。なお、本要領における用語の定義は、要綱の例によるものとする。

(産業廃棄物の分類)

第2条 汚泥、廃酸、廃アルカリの分類は次のとおりとする。

- (1) 汚泥、廃酸、廃アルカリを区別する場合は固型分及び不溶成分を測定し、固型分3%未満又は不溶成分1%未満のときはpHにより「廃酸」「廃アルカリ」とし、固型分3%以上かつ不溶成分1%以上のときは「汚泥」とする。
- (2) 汚泥の有機性、無機性の区別は発生工程等により判断する。それで判断できない場合は固型分の熱灼減量を測定し、40%以上のときは「有機性汚泥」、40%未満のときは「無機性汚泥」とする。
- (3) 無機性汚泥の水溶性、非水溶性の区別は、試料の不溶成分を測定し、その量が固型分の50%以上を占めるときは、「非水溶性無機性汚泥」とし、50%未満のときは、「水溶性無機性汚泥」とする。

(分析項目及び頻度)

第3条 指導要綱第5条(2)、(3)及び(4)に規定する分析調査の分析項目及び頻度は次のとおりとする。なお、廃棄物の発生工程等により分析調査が不要となる場合もあるので、事業者は事前に本市に相談すること。

(1) 市内で埋立処分する場合

ア 指導要綱第5条(2)の承認申請を初めて行う場合は、別表1の初回の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。

イ 第2回目以降の承認申請及び中間報告については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表1の継続又は中間報告の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。

(2) 市内から海洋投入処分する場合

指導要綱第5条(3)の承認申請を行う場合は、別表2の分析項目に従って分析試験を行うこと。

(産業廃棄物分析調査報告書の様式)

第4条 事業者は、指導要綱第5条(2)及び(3)の承認申請を行うとき、又は同条(4)の中間報告をするときには、産業廃棄物分析調査報告書(様式1)により行うものとする。

(産業廃棄物分析調査報告書の記入方法)

第5条 産業廃棄物分析調査報告書の記入方法は次のとおりとする。

(1) [事業者記入欄]の記入方法

- ア 報告者が法人の場合の住所、氏名は、その廃棄物を排出する事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- イ 提出区分は、該当するものを○で囲むこと。
- ウ 廃棄物名は通常使用している名称を記入すること。
- エ 主成分は把握している範囲で記入すること。(例 水酸化銅)
- オ 廃棄物発生工程及び処理工程はできるだけ詳細に図式で記入し、廃棄物の発生部分を明示すること。また、発生場所が報告者の住所と異なる場合は()内に発生場所の住所を記入すること。
- カ 保有する政令で定められた施設は、処分する廃棄物に関する施設の名称又は番号を記入すること。(例 電気メッキ施設(66番))
- キ 処分方法は、該当するものを○で囲むこと。
- ク 廃棄物排出量は、月平均量を記入すること。(例 10 t/月)
- ケ 処分頻度は、月又は年に何回処分するかを記入すること。(例 2回/月)

(2) [分析機関記入欄]の記入方法

- ア 試料の性状は当該廃棄物の状態を○で囲み、色は黄土色、薄緑色等、臭気は腐敗臭、刺激臭等具体的に記入し、その他特別な性質があれば記入すること。
- イ 海洋投入処分を行う場合には、固液分離の有無及び油膜の有無の試験を行うこと。
- ウ 含油量は、海洋投入処分の場合は油分、埋立処分の場合はn-ヘキサン抽出物質量の欄に記入すること。
- エ 試験方法は、J I S K○○○○番、○年告示○号の○○方法というように具体的に記入すること。
- オ 分析結果が定量下限以下の場合には不検出等と記入するだけでなく、その試験方法における定量下限値も具体的に記入すること。
- カ 分析期間は、試料を受け付けてから分析終了までとする。

(承認申請手続き)

第6条 指導要綱第5条(2)及び(3)の承認申請を行うときは、次のとおりとする。なお、承認の有効期限は原則として1年間(分析用の試料採取月の1年後の同月末まで)とする。

(1) 本市内で埋立処分する場合

本市に次の書類を持参すること。

- ア 分析調査報告書2部(1部は控えとして承認後返却する)
- イ 返信用封筒(必要額の切手をはり、返信先を明記したもの)

なお、本市内で最終処分している廃棄物で、承認を受けた後に市内の最終処分者を変更又は追加する場合は、最終処分者欄を訂正追加した控えの分析調査報告書、その写し及び返信用封筒にその旨を記載した文書を本市に提出して承認申請を行うこと。

(2) 本市内から海洋投入処分する場合

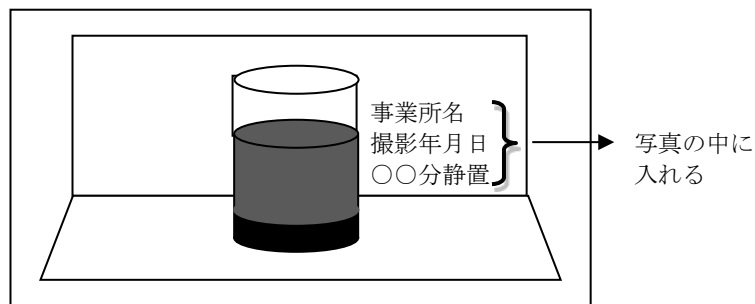
- ア 環境省の審査を受け、許可証の交付を受ける。
- イ 本市に次の書類等を持参し、海洋投入処分の内容を説明する。

- (ア) 海洋投入処分理由書
- (イ) 発生工程及び排水処理工程フローシート
- (ウ) 事業所全体の建造物配置図
- (エ) 当該産業廃棄物のサンプル

ウ 本市の指示に従って当該産業廃棄物の分析調査を行い、その結果が判明した後、次の書類等を持参して承認申請を行うこと。

- (ア) 分析調査報告書2部(1部は控えとして承認後返却する。)
- (イ) 事業所全体の建造物配置図(発生場所、保管場所を明示したもの)
- (ウ) 写真

- ・ 廃棄物、発生源、処理施設、保管場所、及びその他関連施設の写真。
- ・ 台紙(A4版)に貼り、説明を付記すること。
- ・ 写真はすべてカラーで撮影すること。
- ・ 廃棄物の写真は、廃棄物を無色透明な容器に入れしばらく静置し、固液分離するものは十分に分離してから白紙等をバックにして撮影すること。



(エ) 当該産業廃棄物のサンプル(300 g程度を無色透明な容器に入れたもの)
エ 本市の承認期限後も海洋投入処分の継続を希望する場合は、ウに掲げる書類等のほか、「海洋投入処分実績報告書」2部を持参して、毎年本市に承認申請を行うこと。

(試料の採取方法等)

第7条 要綱特定廃棄物の試料の採取方法等は次のとおりとする。

(1) 試料の採取

分析試料採取場所、採取方法は当該廃棄物を代表するように採取すること。

試料の採取は、原則として日本産業規格(J I S) K0060(産業廃棄物のサンプリング方法)に準拠して行う(ダイオキシン類に係る燃え殻、ばいじんの採取については「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年7月厚生省告示第192号)別表第1に定める方法による。)こととするが、これが困難な場合には次にあげる方法により行ってもよい。試料採取にあたっては、採取器具及び試料容器を十分に洗浄して試料に異物が混入したり、試料が汚染されたりしないよう注意し、また必要量より多く採取し、十分に混合又は攪拌して均一にしたのち、四分法等で縮分して分析試料と保管試料等を分取すること。試料容器は金属製のものを避け、ガラス容器、ポリ容器、ビニール袋等を用い、採取後速やかに分析調査を行うこと。

ア 汚泥等を採取する場合

容器内の1か所からではなく、できるだけ各所から採取し、混合縮分して試料とすること。また、保管容器が多数ある場合は、できるだけ多くの容器から同様に採取すること。

イ 液状の廃棄物(流動的な汚泥の場合を含む。)を採取する場合

攪拌することが可能な場合には、十分に攪拌して均一にした上で採取すること。二層以上に分離していて、攪拌することができない場合には、各層の量に応じて採取管等により採取すること。

ウ 塊状の廃棄物を採取する場合

いくつかの塊をランダムに抽出し、それを粉碎・混合したのち、必要量を採取すること。

エ コンクリート固型化物の場合

原則として、固型化する際に予めコンクリート混練物の適量を採取し、テストピースを成形し、これをコンクリートブロックと同一条件で養生を行い、固化後粉碎して試料とする。強度試験等に用いるテストピースの作成についてはJ I S A1132及びA1107を参照のこと。

アからエのいずれにも該当しない場合においても、できるだけ品質的に偏らない採取方法をとること。

(2) 試料の保管

ア 試料採取後すみやかに分析を開始すること。

イ 試料の保管については、試料名、採取年月日、採取者名を付して密封し、温度、湿度、直射日光等の影響を受けないよう必要な措置を講じること。

(分析試験方法)

第8条 分析調査は、原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者の分析調査機関が行うこと。

(1) 一般性状試験方法

ア 固型分

昭和48年環境庁告示第13号第1の1の備考に準じる。

イ 水分

100から固型分(%)を減じたもの。

ウ 不溶成分

全量を100%とし重量%で表わす。

(ア) 有姿のまま検液とし孔径1 μ mのメンブランフィルターでろ過し、乾燥後重量測定する。

(イ) 有姿の状態で測定できないものは、試料10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過し、乾燥後重量測定する。

エ 固形分の熱灼減量

昭和52年環整第95号環境衛生局環境整備課長通達の別紙2のIIによる。

オ pH

(ア) 廃酸、廃アルカリの場合

有姿のままを検液とし、J I S K0102.12(ガラス電極法)による。

(イ) 廃酸、廃アルカリ以外の場合

試料10w/v%液を検液とし、J I S K0102.12(ガラス電極法)による。

カ 油分

昭和51年環境庁告示第3号(四塩化炭素抽出、赤外吸光光度法)等による。

キ n-ヘキサン抽出物質量

試料の適量をソックスレー抽出器に入れn-ヘキサンを用いて抽出した抽出液を検液とし、昭和49年環境庁告示第64号付表4に掲げる方法による。

ク 油膜

昭和51年環水企第38号(視認法)による。

(2) 溶出試験方法、含有量試験方法

ア 溶出試験

昭和48年環境庁告示第13号等による。

イ 含有量試験

底質調査方法等を参考にして前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同じ方法による。なお、海洋投入処分の場合は昭和48年環境庁告示第13号による。

ウ 総水銀含有量

平成29年6月環境省「水銀廃棄物ガイドライン」等による。

エ ダイオキシン類

平成4年7月厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第1に定める方法による。

附則

(施行期日)

1. この要領は、令和3年 月 日から施行する。

別表 1

《 埋立処分に係る分析項目 》

有害物質等	排出者	排出事業者 (処理業者を除く)		処理業者		
		初 回	継 続	初 回	継 続	中間報告
アルキル水銀		◎	●	◎	○	—
総水銀		◎	◎※1	◎	◎※1	○
カドミウム		◎	○	◎	○	○
鉛		◎	○	◎	○	○
有機燐		◎	●	◎	○	—
六価クロム		◎	○	◎	○	○
砒素		◎	○	◎	○	○
シアン		◎	○	◎	○	○
P C B		◎	●	◎	○	—
トリクレン		○	●※2	○	○	●※2
パークレン		○	●※2	○	○	●※2
ジクロロメタン		●	●	○	●	—
四塩化炭素		●	●	○	●	—
1,2-ジクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1-ジクロロエチレン		●	●	○	●	—
シス-1,2-ジクロロエチレン		●	●	○	●	—
1,1,1-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,1,2-トリクロロエタン		●	●	○	●	—
1,3-ジクロロプロペン		●	●	○	●	—
チウラム		●	●	○	●	—
シマジン		●	●	○	●	—
チオベンカルブ		●	●	○	●	—
ベンゼン		●	●	○	●	—
セレン		●	●	◎	●	—
1,4-ジオキサン		●	●	○	●	—
ダイオキシン類		◇	◇	◇	◇	—
一般性状試験	必ず行う（コンクリート固型化物については一軸圧縮強度の測定も行う。）。					
分析頻度			1回/年		1回/年	1回/3か月

◎：含有量試験及び溶出試験を行う。

○：溶出試験を行う。

●：「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、溶出試験を行う。

また、発生工程等から判断して、当該有害物質等が混入されている可能性があるとして市が判断した場合、市と協議の上、溶出試験を行う。

◇：当該廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、含有量試験を行う。

※1：発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行う。

※2：当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行う。

別表-2

《海洋投入処分に係る分析項目》

有害物質等	排出者	排出事業者	有害物質等	排出者	排出事業者
アルキル水銀		○	フェノール		○
総水銀		○	銅		○
カドミウム		○	亜鉛		○
鉛		○	弗化物		○
有機燐		○	ベリリウム		○
六価クロム		○	クロム		○
砒素		○	ニッケル		○
シアン		○	バナジウム		○
PCB		○	有機塩素		○
トリクロロエチレン		○	一般性状試験		◎
テトラクロロエチレン		○	分析頻度		△
ジクロロメタン		○	分析表の提出期限		分析完了後1か月以内
四塩化炭素		○	<p>○：非水溶性無機汚泥については、溶出試験を行う。 有機性汚泥、廃酸・廃アルカリについては、含有量試験を行う。</p> <p>◎：各試験を行う。</p> <p>△：6か月に一度又は頻度の少ない場合は、処分するごとに実施する。</p>		
1,2-ジクロロエタン		○			
1,1-ジクロロエチレン		○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○			
1,1,1-トリクロロエタン		○			
1,1,2-トリクロロエタン		○			
1,3-ジクロロプロパン		○			
チウラム		○			
シマジン		○			
チオベンカルブ		○			
ベンゼン		○			
セレン又はその化合物		○			
1,4-ジオキサン		○			

(報告先)
横浜市長

住所
氏名

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。
[事業者記入欄]

提出区分	新規 ・ 継続 ・ 中間報告		
当該廃棄物の担当者	所属 氏名 TEL ()		
事業概要	業種		
	主要製品		
廃棄物名 (社内名)		主成分	
試料採取者及び 採取年月日	所属 氏名		年 月 日 採取
試料採取場所及び方法			
廃棄物の発生工程 及び処理工程 (フローシート)	発生場所 報告者住所と 1 . 同じ 2 . 異なる ()		
保有する政令で 定められた施設の 名称又は番号	大気汚染防止法関係		
	水質汚濁防止法関係		
	廃棄物処理法関係		
処分方法	埋立 海洋投入 (A ・ B ・ C 海域)		
廃棄物排出量		処分頻度	
保管方法		通常保管量	
収集・運搬者	住所 氏名 TEL ()		許可番号
最終処分者	住所 氏名 TEL ()		許可番号

横浜市 記入欄	
------------	--

[分析機関記入欄]

一般性 性状 試験	試料の性状	1. 液状 2. 泥状 3. 粉体状 4. 塊状 5. その他 () 色 () 臭気 ()			
	海洋投入処 分の場合	固液分離の有無: 30分以上静置後の状態 1. 無 2. 有 [上澄み液量(), 沈澱物量()] 3. 分離不明確			
		油膜	有 ・ 無		油分
	水分	%	pH	(°C)	n-ヘキサン抽出物質量
固型分	%	不溶成分	%	固型分の熱灼減量	%

項目	含有量試験値	溶出試験値	試験方法	
			含有量試験	溶出試験
アルキル水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
総水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
カドミウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機燐	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
六価クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
砒素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シアン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
P C B	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チウラム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シマジン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
セレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ダイオキシン類	ng-TEQ/g ng-TEQ/ℓ	—		
銅	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
亜鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
弗化物	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベリリウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ニッケル	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
バナジウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機塩素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
フェノール類	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		

分析機関 所在地 名称 濃度計量証明事業所登録番号	印	分析期間	年 月 日 ~ 月
		環境計量士	
		TEL	()